

石油石炭税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(輸出免税)

第十一条 省略

2 省略

3 第一項第一号に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含むものとする。

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の石油石炭税法施行令第十一条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に原油(石油石炭税法施行令第一条に規定する原油をいう。以下同じ。)、ガス状炭化水素(石油石炭税法施行令第一条に規定するガス状炭化水素をいう。以下同じ。)又は石炭(石油石炭税法施行令第一条に規定する石炭をいう。以下同じ。)の採取者が輸出する目的でその採取場から移出する原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税法施行令第十一条第一項第一号の規定による帳簿への記載について適用する。

(輸出免税)

第十一条 同上

2 同上